

保護者様

国立市立国立第三中学校長
山口 茂

インフルエンザ 登校連絡票

児童・生徒がインフルエンザにかかった場合、学校保健安全法第19条により校長は感染のおそれなくなるまで、出席を停止させることができるようになっております。これに基づき、発熱日から5日を経過し、かつ、解熱日から2日を経過するまで登校することはできません。つきましては、発熱及び解熱の状況を確認するため、登校する際に本紙を保護者様が記入し学校に提出してください。まん延防止にご協力お願いいたします。

インフルエンザ ^{りかん} 罹患中の主な症状（該当する症状全てを○で囲んでください）	
・ 発熱 ・ 悪寒 ・ 頭痛 ・ 筋肉痛 ・ 関節痛 ・ 倦怠感 ・ 咳 ・ 鼻水 ・ 咽頭痛 ・ 食欲不振 ・ 吐き気 ・ 嘔吐 ・ 下痢 ・ 腹痛 ・ その他（ ）	
発熱日	月 日 曜日
受診日	月 日 曜日（医療機関名： ）
診断名	インフルエンザ（ A ・ B ・ ）

^{りかん}罹患中の体温をはかり、下記に記録してください。（平熱： 度 分）

発熱日0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
月/日	/	/	/	/	/	/	/	/
朝の体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
夜の体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃

※・発熱したその日が「発熱日0日目」となります。

・可能な限り、朝と夜の1日計2回、体温を測定し上記に記入して下さい。

国立市立国立第 _____ 小・中 学校
_____ 年 組 児童・生徒氏名

上記のとおりインフルエンザに^{りかん}罹患しましたが、発熱日から5日を経過し、かつ、解熱日から2日を経過しましたので登校いたします。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

学校長 殿

保護者名 _____ (印)

インフルエンザ出席停止早見表

		発症日から5日を経過した後									
		発症 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目	発症後 8日目	発症後 9日目
例1	発症後1日目に 解熱した場合	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 4日目	発症後 5日目	登校可能 ○			
		出席停止									
例2	発症後2日目に 解熱した場合	発熱	→	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日目	登校可能 ○			
		出席停止									
例3	発症後3日目に 解熱した場合	発熱	→	→	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能 ○			
		出席停止									
例4	発症後4日目に 解熱した場合	発熱	→	→	→	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能 ○		
		出席停止									
例5	発症後5日目に 解熱した場合	発熱	→	→	→	→	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能 ○	
		出席停止									
例6	一度、解熱したが 再度、発熱した場合	発熱	→	解熱 (1回目)	再度 の発熱	→	解熱 (2回目)	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能 ○	
		出席停止									

- ・上記の表は発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで登校できない出席停止の旨を表にしたものです。
- ・発症とは発熱した日です。「発熱＝発症0日目」となります。同様に解熱したその日は、「解熱後1日目」とはならず、「解熱＝解熱0日目」となります。
- ・例6のように、一度は解熱したが再度、発熱した場合は再度、解熱した日から数えて2日間を経過するまでが出席停止となります。
- ・医療機関を受診した上で本紙を学校に提出してください。